

## 坂東市国土強靭化計画改定の概要

### ○計画の策定及び改定の趣旨

国において、東日本大震災の教訓を踏まえ、平時から大規模自然災害等様々な危機を想定して備えることが重要であるとの認識のもと、平成25年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靭化基本法」（以下「基本法」という。）を公布・施行し、平成26年6月に同法に基づき国土強靭化に関する国の計画等の指針となる『国土強靭化基本計画』（以下「基本計画」という。）を策定しました。

茨城県においても、市町村や関係機関相互の連携の下、県の強靭化に関する施策を総合的、計画的に推進するための地域計画として、平成29年2月に『茨城県国土強靭化計画』（以下「県計画」という。）を策定しました。

本市でも東日本大震災以降も台風や局地的雷雨などによる被害が発生しており、市総合計画『ばんどう未来ビジョン』にて将来像として掲げている「みんなでつくる やすらぎと生きがい 賑わいのある都市 坂東」を目指し、安心で暮らしやすいまちづくりの推進に取り組んでいるところです。

基本計画及び県計画の策定をうけ、本市においても、大規模自然災害等から市民の生命や財産を守り、地域への致命的な被害を回避し、速やかな復旧復興に資する施策を計画的に推進するために『坂東市国土強靭化計画』（以下「本計画」という。）を令和2年5月に策定しました。

その後、令和4年3月にばんどう未来ビジョン第2期戦略プラン2022－2025に包含、改定を行いました。ばんどう未来ビジョン第3期戦略プラン2026－2029（以下「次期計画」という。）が策定されることに併せて、国の基本計画と県計画の見直し、次期計画を踏まえ、本計画を改定するものです。